議案第79号

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和5年11月15日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例 杉並区体育施設等に関する条例(昭和32年杉並区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 別表第4に規定するプールに係る一般使用の際の利用料金の納付については、規則で定めるICカード(電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により利用可能金額(規則で定める期間内に利用料金又は使用料の納付に充てることができる金額をいう。以下同じ。)その他必要な事項が記録されたカードをいう。以下同じ。)を使用する方法によることができる。この場合において、当該ICカードに記録された利用可能金額から同表に定める利用料金の額(次条第2項の規定により利用料金が減額される場合にあつては、当該減額後の額)に相当する額を減ずるものとする。第7条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。
- 3 I Cカードを使用しようとする者が別表第5の左欄に掲げる額を納付したときは、当該I Cカードに記録された利用可能金額にそれぞれ同表の右欄に定める額を加えるものとする。ただし、当該利用可能金額に当該額を加えることにより、 当該利用可能金額が規則で定める額を超えることとなるときは、この限りでない。
- 4 前2項に定めるもののほか、ICカードに関し必要な事項は、規則で定める。 第19条に次の1項を加える。
- 3 第7条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第2項中「利用料金の納付」とあるのは「使用料の納付」と、「同表に定める利用料金」とあるのは「第19条第2項の規定により区長が定める使用料」と、「次条第2項の規定により利用料金」とあるのは「次条第1項の規定に

より使用料」と読み替えるものとする。 別表第5を次のように改める。

別表第5(第7条関係)

納付金額	利用可能金額
1,250円	1,500円
2,500円	3,000円

附則

- 1 この条例は、令和6年1月5日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に交付された改正前の第7条第2項に規定する使用券については、規則で定める日までの間は、同項に規定するプールに係る一般使用の際の利用料金の納付(杉並区大宮前体育館及び杉並区上井草温水プールに係るものに限る。)について、これを使用することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(提案理由)

I Cカードを使用する方法による利用料金の納付等について定める等の必要がある。

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表(抄)

新 条 例 」 旧 条 例

(利用料金の納付等)

第7条 略

- 2 別表第4に規定するプールに係る一 般使用の際の利用料金の納付について は、規則で定めるICカード(電磁的 方法(電子的方法、磁気的方法その他 の人の知覚によつて認識することがで きない方法をいう。) により利用可能 金額(規則で定める期間内に利用料金 又は使用料の納付に充てることができ る金額をいう。以下同じ。)その他必 要な事項が記録されたカードをいう。 以下同じ。)を使用する方法によるこ とができる。この場合において、当該 ICカードに記録された利用可能金額 から同表に定める利用料金の額(次条 第2項の規定により利用料金が減額さ れる場合にあつては、当該減額後の 額)に相当する額を減ずるものとす る。
- 3 I Cカードを使用しようとする者が 別表第5の左欄に掲げる額を納付した ときは、当該I Cカードに記録された 利用可能金額にそれぞれ同表の右欄に 定める額を加えるものとする。ただ

(利用料金の納付等)

第7条 略

2 別表第4に規定するプールに係る一般使用の際の利用料金の納付について は、別表第5に定める使用券によることができる。この場合において必要な 事項は、区長が定める。

- し、当該利用可能金額に当該額を加え ることにより、当該利用可能金額が規 則で定める額を超えることとなるとき は、この限りでない。
- 4 前2項に定めるもののほか、ICカ ードに関し必要な事項は、規則で定め る。
- 5 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 略

- 2 略
- 3 第7条第2項から第4項までの規定 は、前項の場合に準用する。この場合 において、同条第2項中「利用料金の 納付」とあるのは「使用料の納付」 と、「同表に定める利用料金」とある のは「第19条第2項の規定により区 長が定める使用料」と、「次条第2項 の規定により利用料金」とあるのは 「次条第1項の規定により使用料」と 読み替えるものとする。

3 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 略

2 略